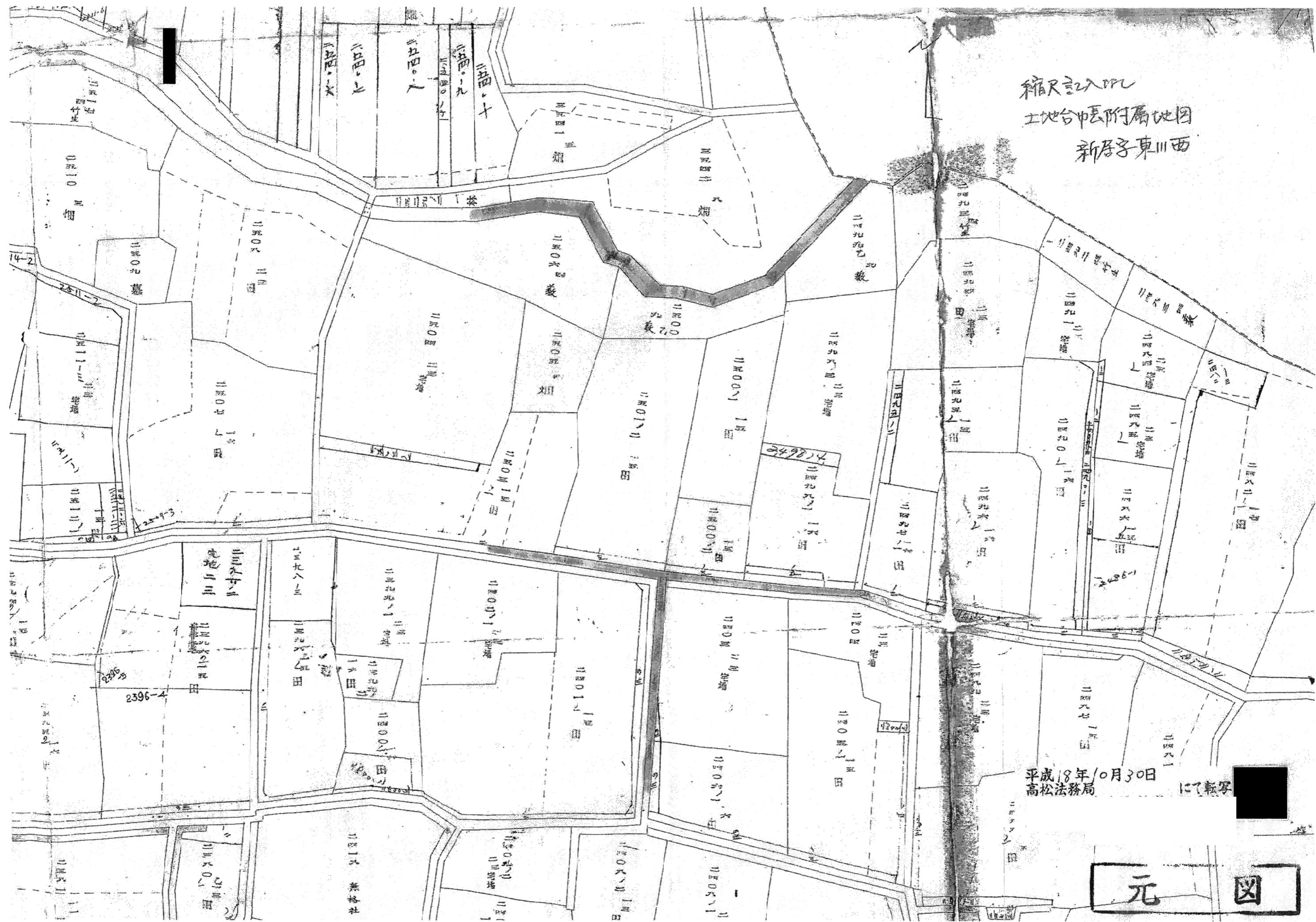


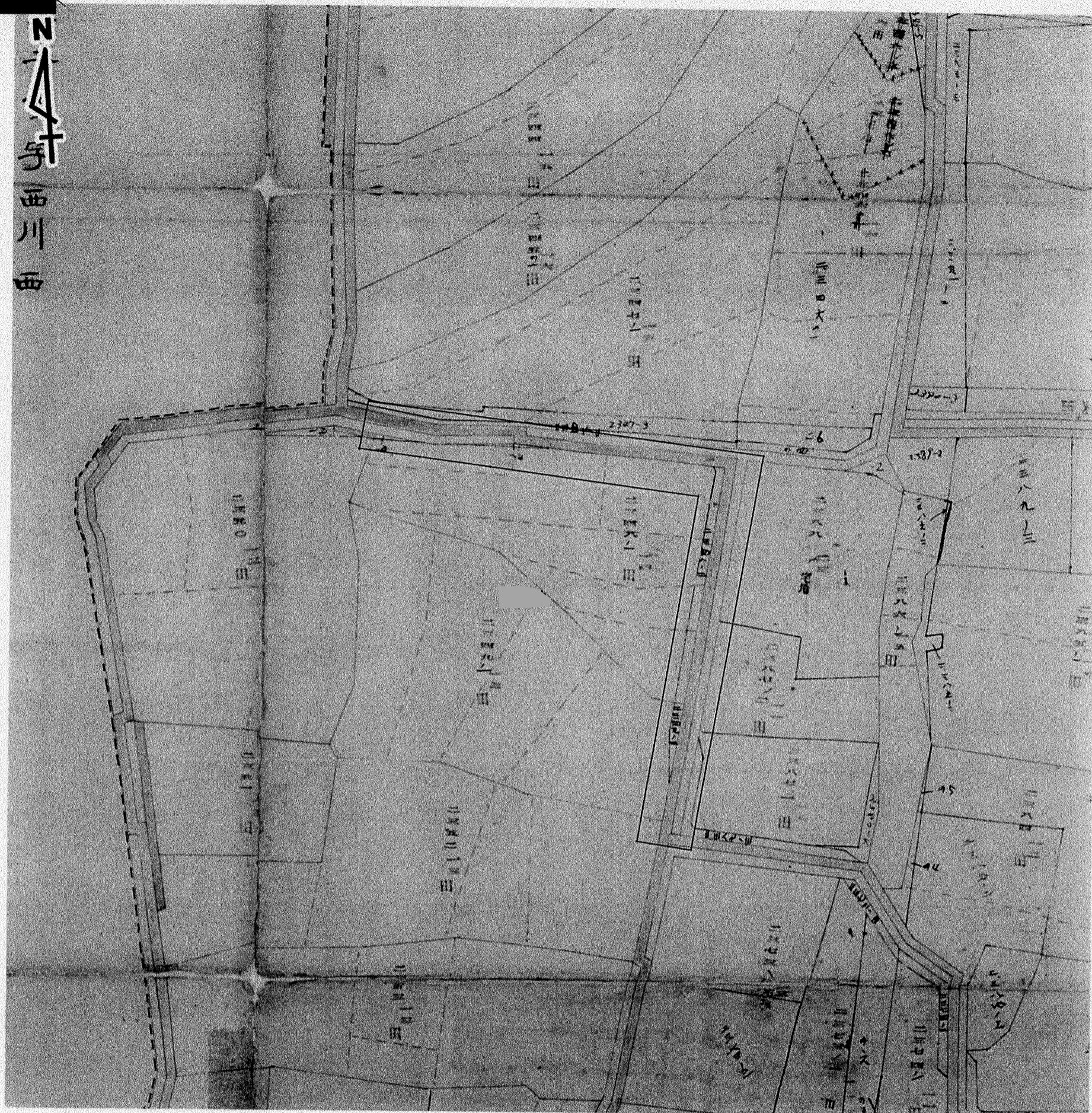
縮尺記入DPC
土地台帳附屬地図
新居字東三西

平成18年10月30日
高松法務局

にて転写

元 図





(注)地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	香川県 高松市 端岡村新居 東川西	地番	2348-1		
縮尺		補記事項				

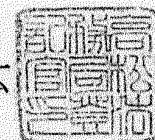
これは閉鎖された地図に準ずる図面の写しである。

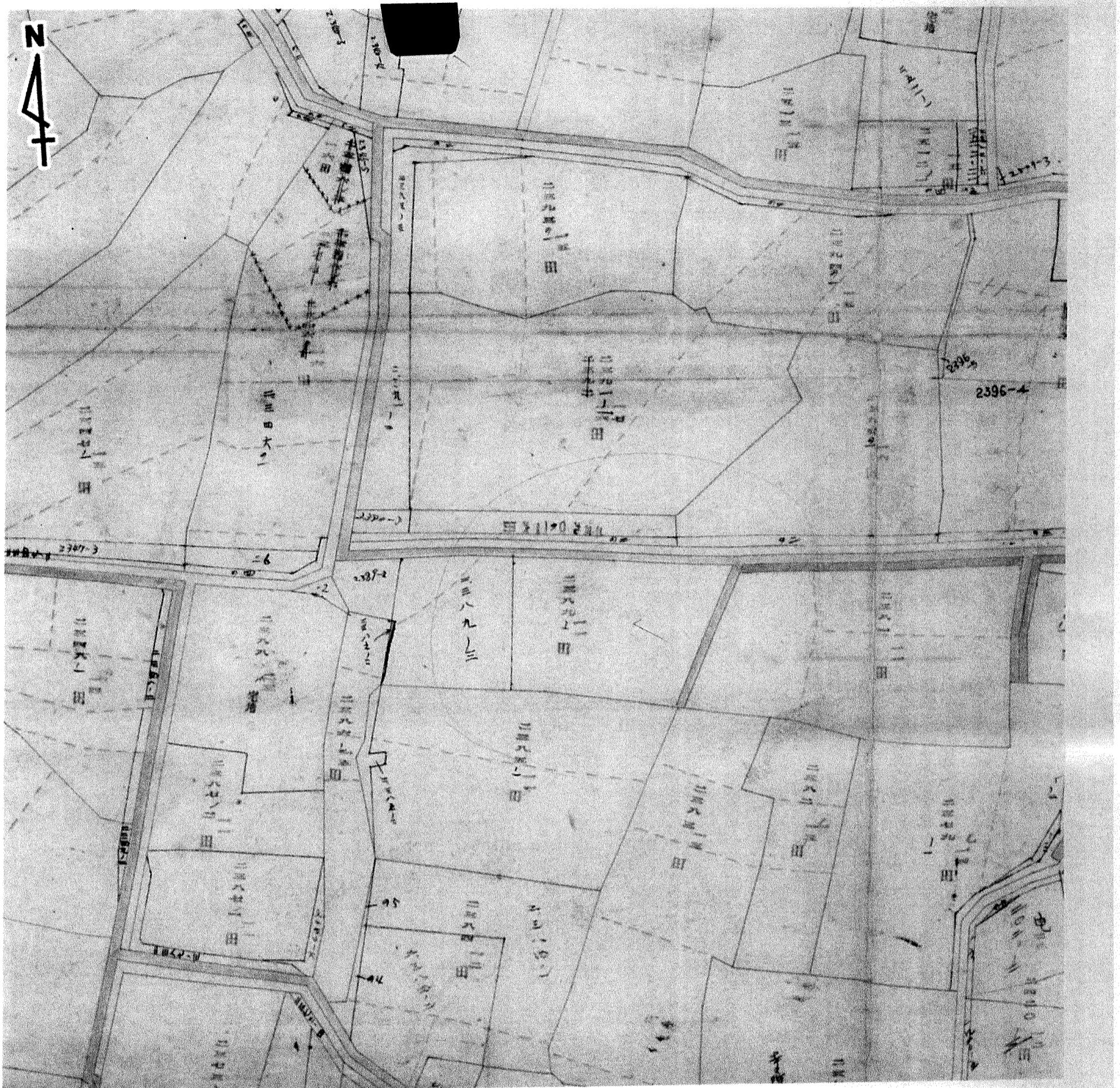
平成29年10月19日

高松法務局

この旧土地台帳附属地図は高松法務局に備付けられた地図を印刷したものに相違ありません

登記官 松尾雅広





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	香川県 高松市 端岡村新居 東川西	地番	2389-1
縮尺		補記事項		

土地台帳附属地図写(高松法務局備付)

所 在 高松市国分寺町新居字東川西2389番1

縮 尺 1/

平成 29 年 5 月 29 日 複写

本書は原本の写しに相違ありません

これは閉鎖された地図に準ずる図面の写しである。

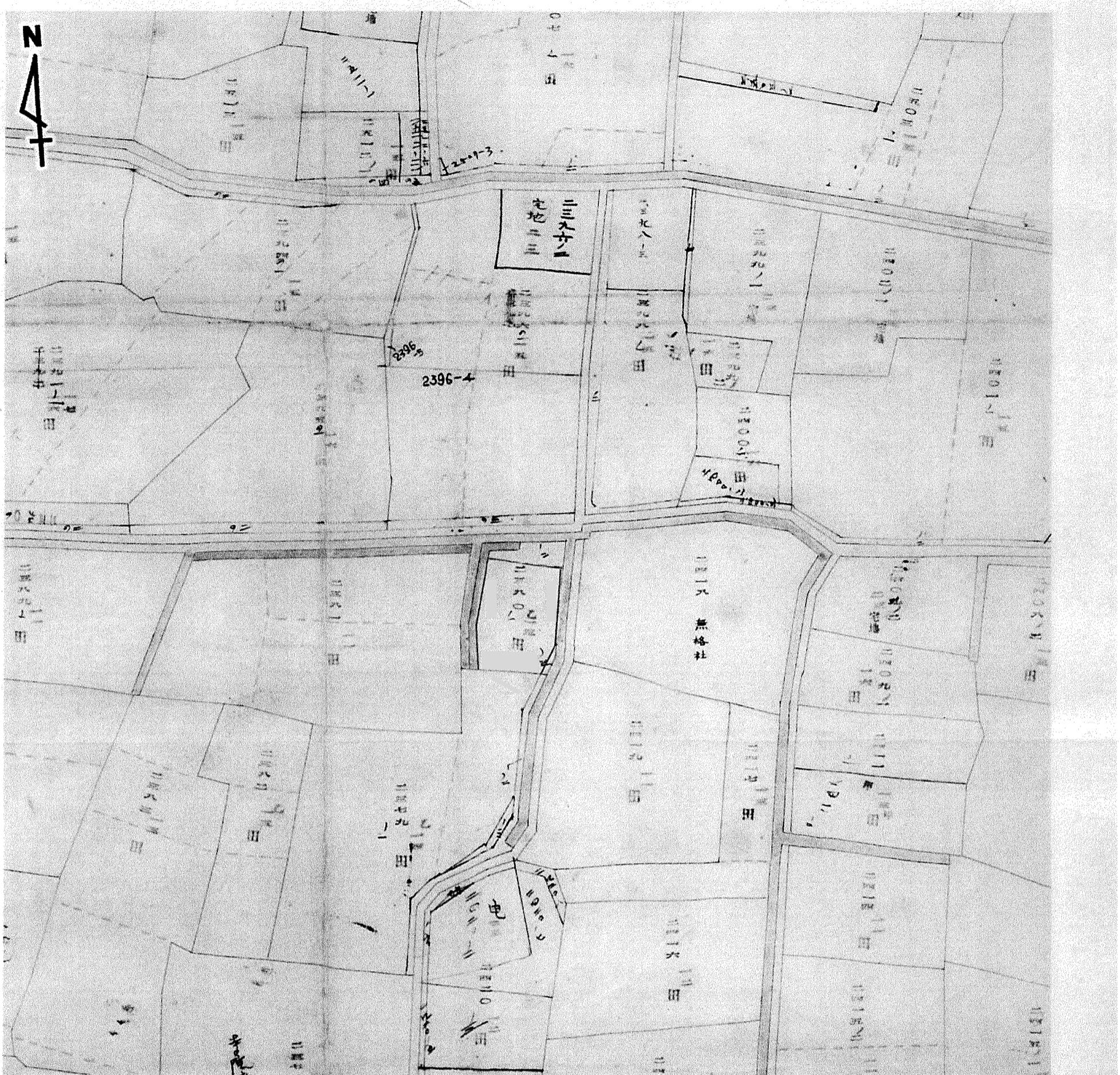
平成29年5月29日

高松法務局

登記官 松尾雅広



公用



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	香川県 高松市 端岡村新居 東川西	地番	2380-1		
縮尺		補記事項				

これは閉鎖された地図に準ずる図面の写しである。

平成30年6月4日

高松法務局

登記官 中山浩行

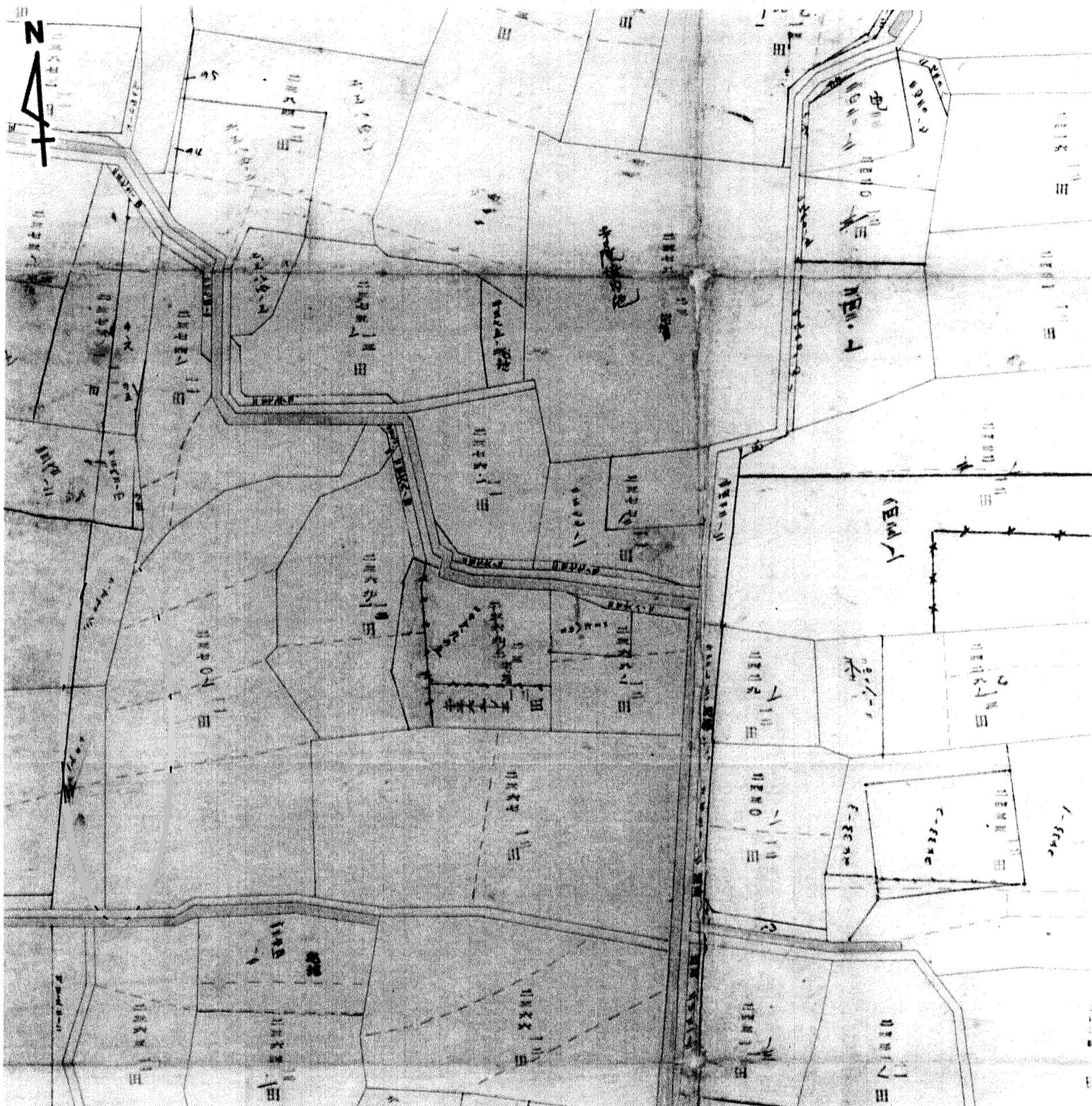


公用

合成國

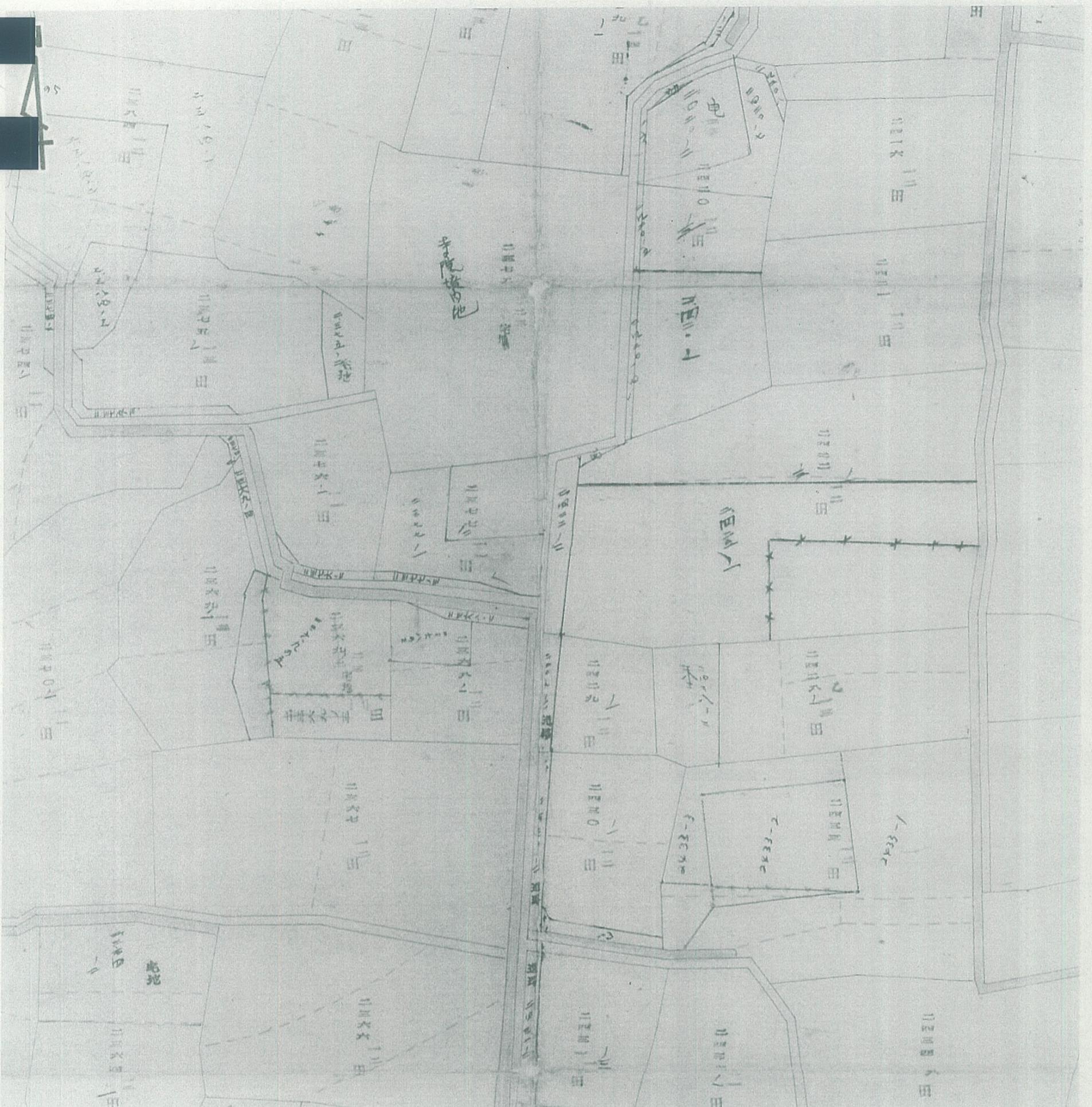
平成20年6月6日取得
平成20年6月6日登記
平成20年6月6日登記

局年



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部	所在	香川県 高松市 端岡村新居 東川西		地番	2369-1			
縮尺		補記事項		旧図写し				
				所在	高松市国分寺町新居字東川西			
				地番	2367番、2369番1, 2370番1			
				転写年月日	平成30年6月1日			
				縮尺、地図番号				
					高松法務局	備付		
これは閉鎖された地図に準ずる図面の写しである。								
平成30年6月1日								
高松法								
登記官 中山浩行								



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部	所在	香川県 高松市 端岡村新居 東川西	地番	2377-1		
縮尺		補記事項				

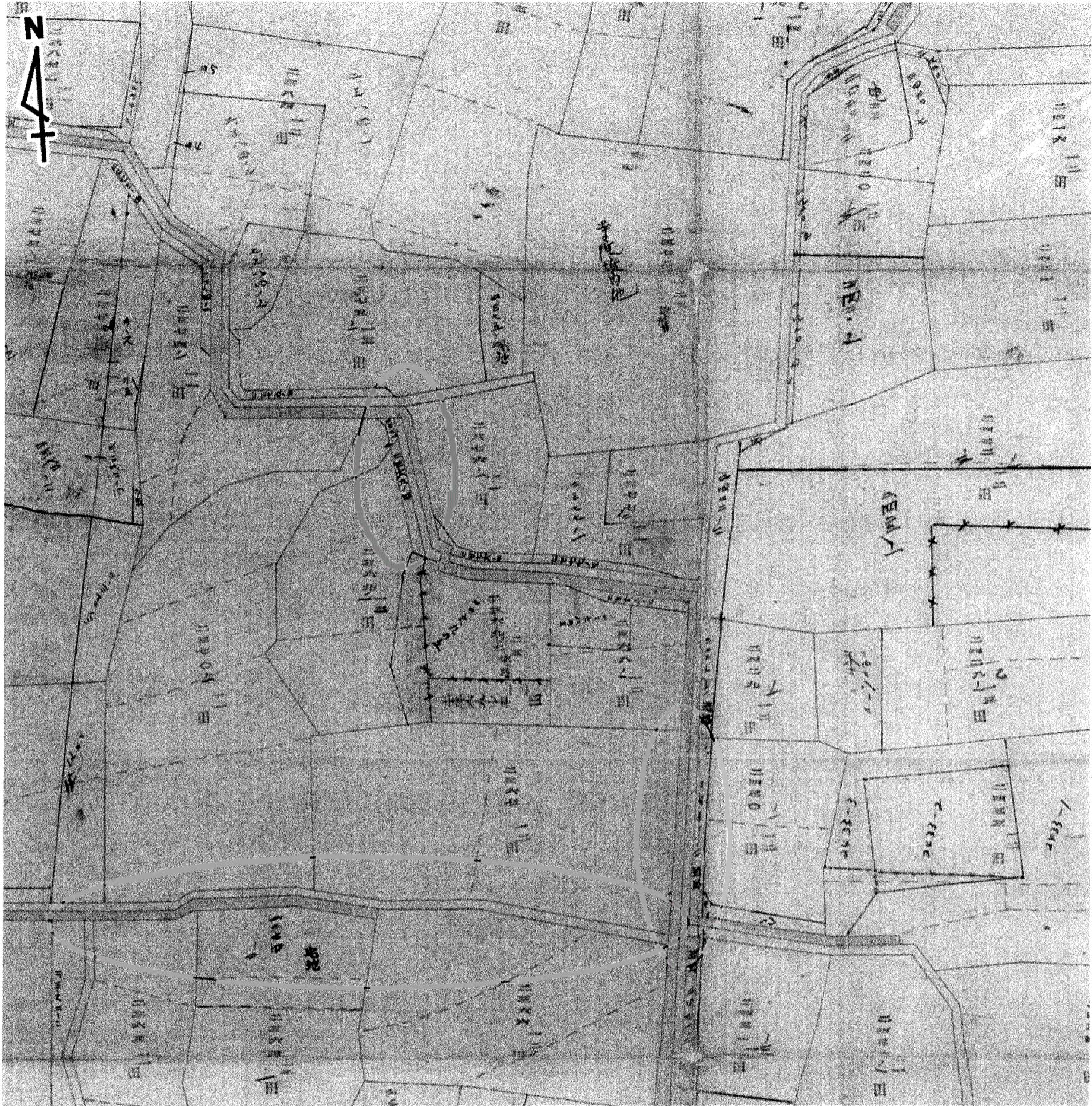
これは閉鎖された地図に準ずる図面の写しである。

高松法務局

登記官 松尾雅広



公用



(注)地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

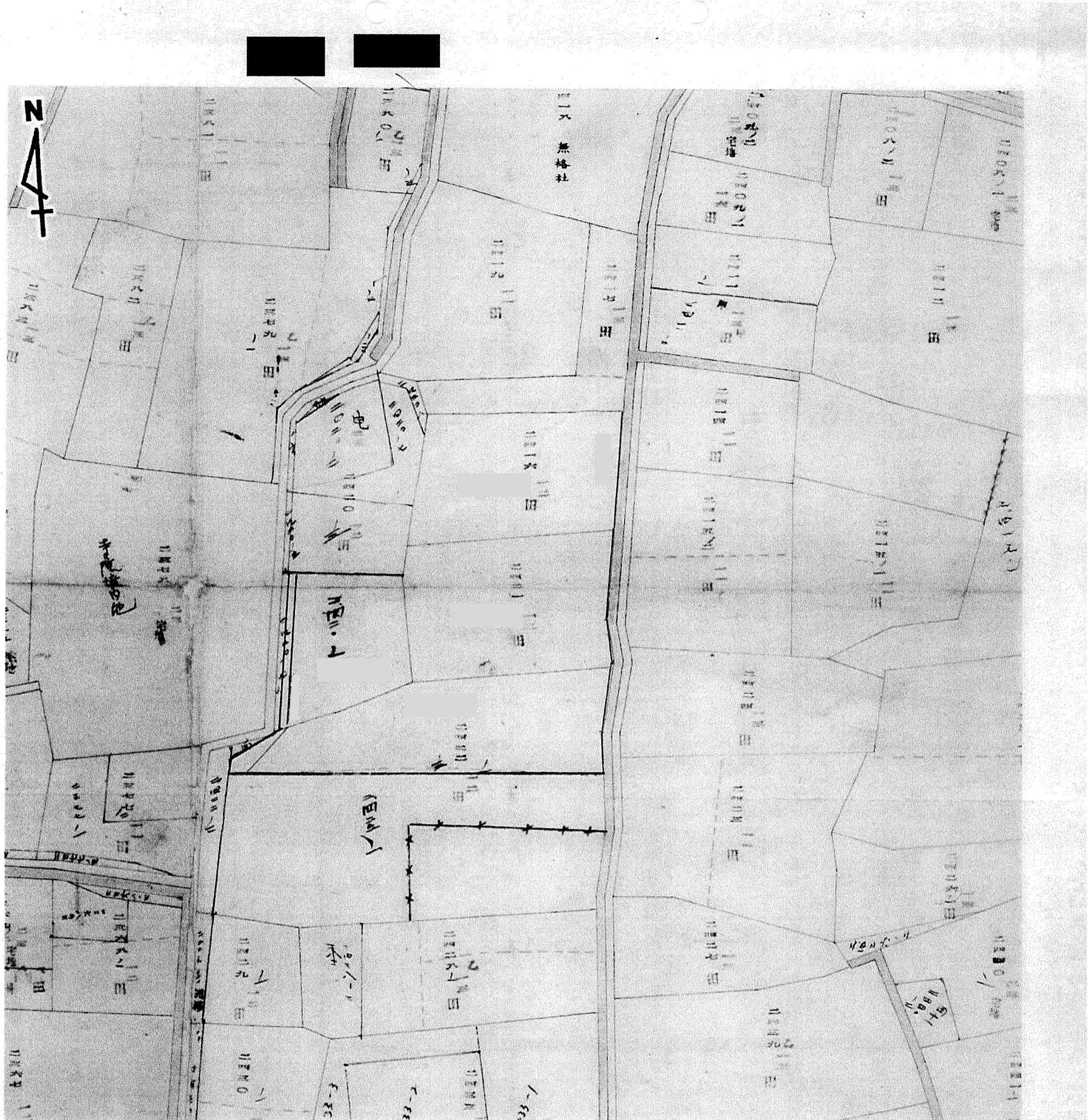
請求部分	所在	香川県 高松市 端岡村新居 東川西		地番	2369-1		
縮尺		補記事項		旧図写し			
所在 高松市国分寺町新居字東川西							
地番 2367番、2369番1、2370番1							
転写年月日 平成30年6月1日							
縮尺、地図番号							高松法務局 備付
登記官 中山浩行							

これは閉鎖された地図に準ずる図面の写しである。

平成30年6月1日

高松法

N



(注)地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	香川県 高松市 端岡村新居 東川西	地番	2421		
縮尺		補記事項				

これは閉鎖された地図に準ずる図面の写しである。

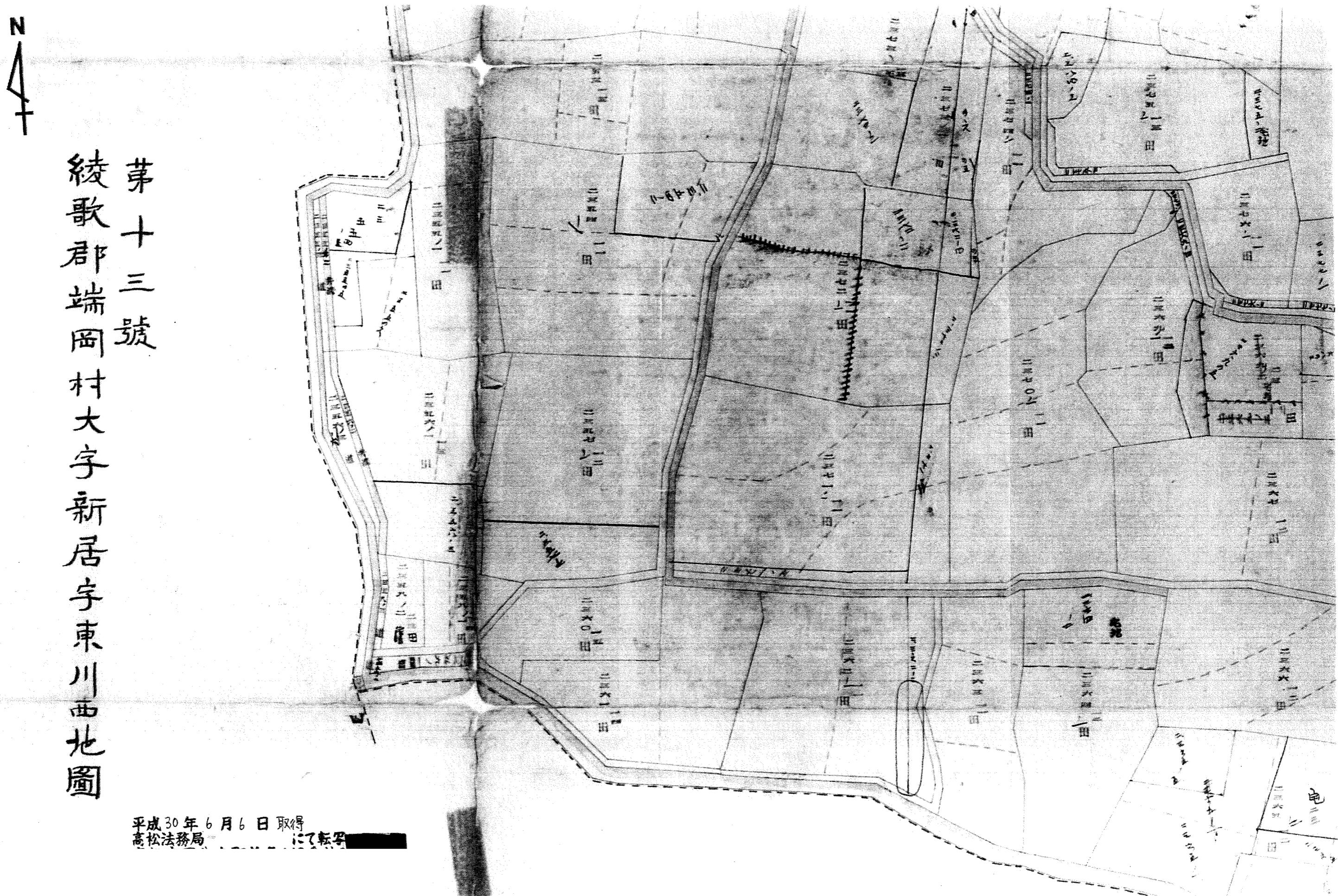
平成30年6月4日

高松法務局

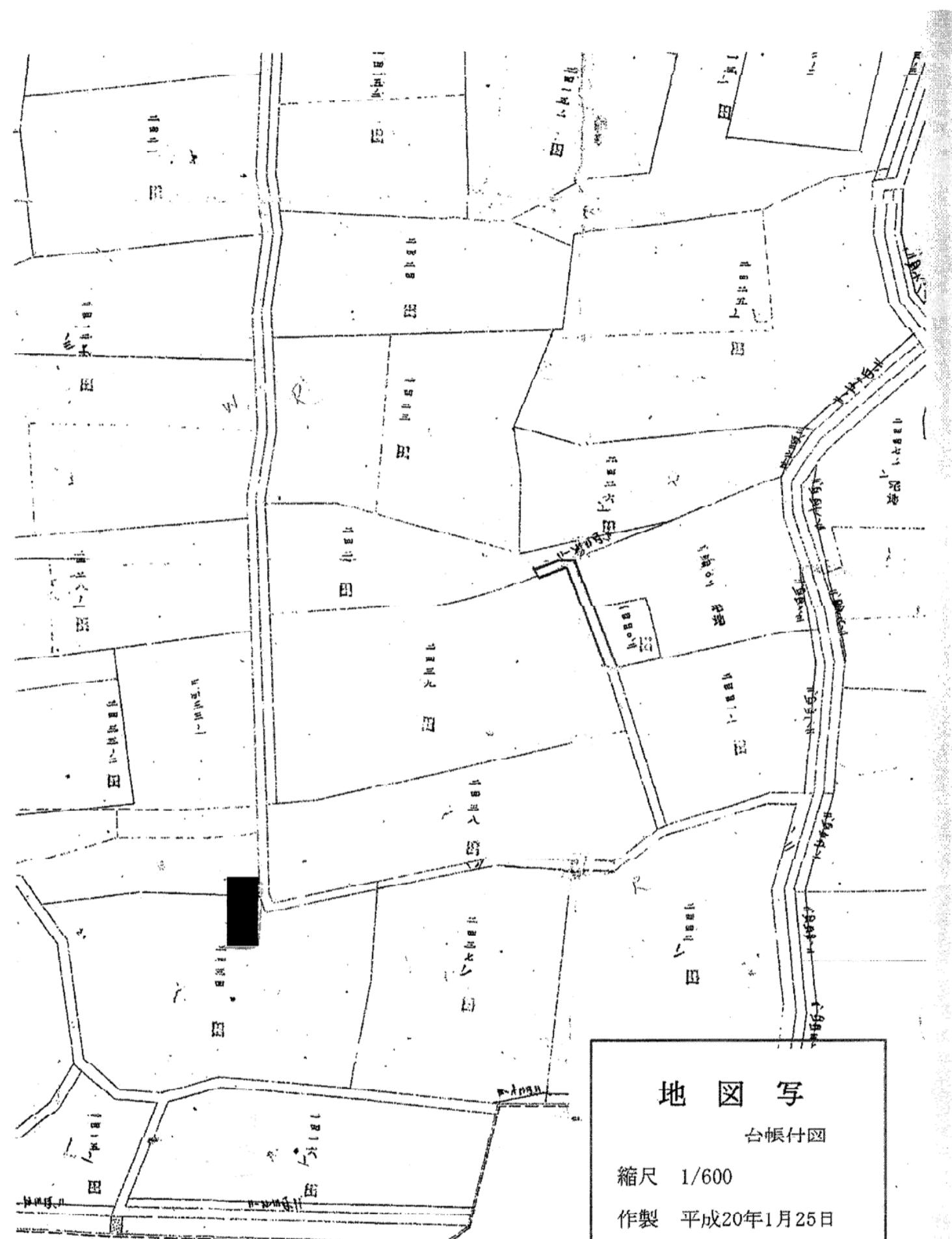
登記官 中山浩行

公用

第十三號
綾歌郡端岡村大字新居字東川西北圖



平成30年6月6日取得
高松法務局にて転写



字二四

